

# 島根県常備消防広域化検討委員会

## 報告書（案）

平成 年 月 日

島根県常備消防広域化検討委員会

# ～ 目次 ～

## はじめに

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

## 一 市町村の消防の現状及び将来の見通し

1．市町村の消防の現況及び将来の見通し・・・・・・・・ P 5

## 二 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1．市町村の消防の広域化の必要性・・・・・・・・ P 9  
2．市町村の消防の広域化の基本的な考え方・・・・・・・・ //

## 三 広域化対象市町村の組合せ

1．市町村の消防の広域化の規模・・・・・・・・ P 10  
2．本委員会における検討状況・・・・・・・・ //  
3．広域化対象市町村の組合せ及び理由・・・・・・・・ P 14

## 四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1．自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項・ P 17

## 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1．広域化後の消防の体制の整備・・・・・・・・ P 18  
2．構成市町村間の関係・・・・・・・・ //  
3．広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策・・・・・・・・ //

## 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1．消防団との連携の確保・・・・・・・・ P 20  
2．市町村防災担当部局との連携の確保・・・・・・・・ //

## 別添資料

1. 本部・署所の配置及び管轄境界付近までの到達時間の差・・・・・・・・・・ P 2 1
  
2. 圏域別メリット・デメリット一覧
- ( 1 ) メリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2
- ( 2 ) デメリット・検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4

### 参考

- 島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・ P 2 6
- 島根県常備消防広域化検討委員会委員・幹事会幹事名簿・・・・・・・・ P 2 7
- 委員会及び幹事会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 8

#### 各データの出典は次のとおり

- ・人口
  - 2 0 0 0 5 年国勢調査
- ・人口推計
  - 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成 15 年 12 月推計)」
- ・面積
  - 平成 1 9 年度消防現勢
- ・消防本部・消防団人員、火災・救急・防火対象物件数
  - 消防防災・現況調査
- ・庶務・通信人員及び車両
  - 平成 1 9 年 9 月消防本部アンケート
- ・救急救命士
  - ・救急隊数及び救急救命士数：平成 1 9 年救急年報
  - ・救急救命士搭乗率：平成 1 9 年 9 月消防本部アンケート

## はじめに

近年の災害は、複雑かつ大規模化する傾向にあるなか、消防には、住民の生命、身体及び財産を守る責務がある。

このようななか、全国的にみても、小規模な消防本部においては出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等が困難な場合があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されている。

本県においても、人口の減少や高齢化、過疎化が進むなか、多くの消防本部においては、職員が充足しているとはいえない状況であることや高齢化していること、財政運営が厳しい状況であることなどの問題を抱えている。

このようななか、平成18年度に消防組織法が改正され、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として、市町村の消防の広域化を推進することとなり、同法に基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日消防庁長官。以下「基本指針」という。）によれば、各都道府県において、平成19年度までに消防広域化推進計画を策定することとされた。

本委員会は、島根県において消防広域化推進計画を定めるにあたり、市町村の消防の広域化の枠組みなどについて検討し、知事に報告することとしている。

県においては、この報告書の内容を吟味され、島根県にあるべき市町村の消防の実現可能な姿を描き、今後、市町村で策定する広域消防運営計画（以下「運営計画」という。）に繋がる推進計画の策定に役立てていただきたい。

# 一 市町村の消防の現状及び将来の見通し

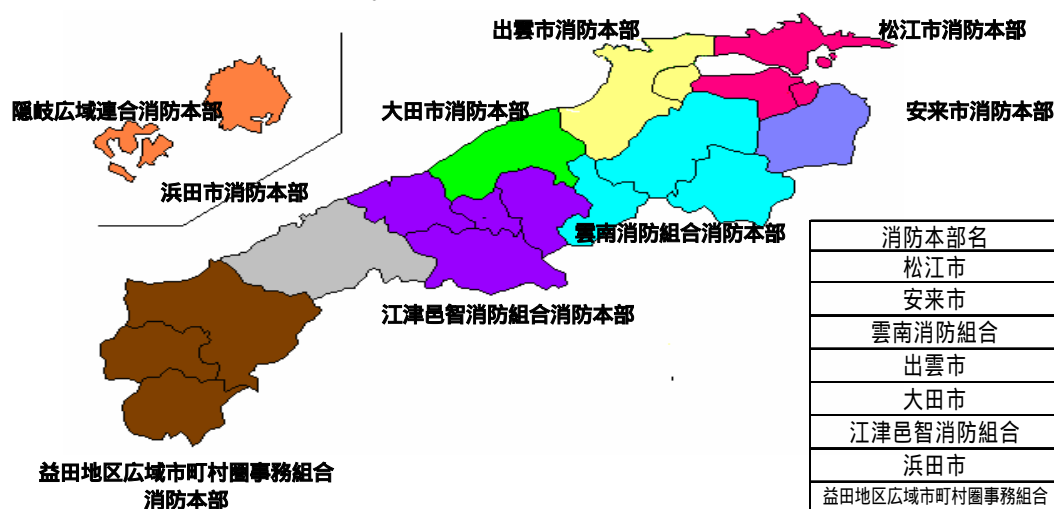
## 1. 市町村の消防の現状及び将来の見通し

### (1) 消防本部の現状

本県では、消防本部が9本部あり、そのうち、単独市町村で構成している本部は松江市、安来市、出雲市、大田市及び浜田市、一部事務組合による本部は雲南消防組合、江津邑智消防組合及び益田地区広域市町村圏事務組合、広域連合による本部は隠岐広域連合である。また、東出雲町及び斐川町は、それぞれ松江市及び出雲市に消防事務を委託している。

消防本部の規模としては、松江消防及び出雲消防を除く7本部が管轄人口規模10万人以下の小規模消防本部である。

また、管轄面積については、1,000 km<sup>2</sup>以上の本部が3本部あるなど、全国平均を上回っている状況である。



(単位: km<sup>2</sup>, 人)

消防本部名	面積	職員数
松江市	572.86	234
安来市	420.97	84
雲南消防組合	1,164.27	108
出雲市	624.07	192
大田市	436.11	78
江津邑智消防組合	1,077.04	121
浜田市	689.52	112
益田地区広域市町村圏事務組合	1,376.54	117
隠岐広域連合	346.19	66
合計	6,707.57	1,112
県内平均	745.28	124
全国平均(H18.4.1)	454.13	193

### (2) 人口推移

本県の総人口は、平成17年の国勢調査では約74万人であるが、今後も少子化の進行等により将来人口が減少することが予想され、平成42年には県総人口が約63万人になるとの推計もされている。

よって、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられ、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団の担い手不足も懸念される。

消防本部別管轄人口及び将来推計人口 (単位: 人, %)

	H17年 国調(A)	H42年 推計(B)	B/A (%)
松江	210,796	210,217	99.73%
安来	43,839	34,642	79.02%
隠岐	23,696	17,879	75.45%
雲南	66,194	48,144	72.73%
出雲	173,751	162,433	93.49%
大田	40,703	26,229	64.44%
江邑	50,953	35,542	69.75%
浜田	63,046	44,732	70.95%
益田	69,245	50,357	72.72%
合計	742,223	630,175	84.90%

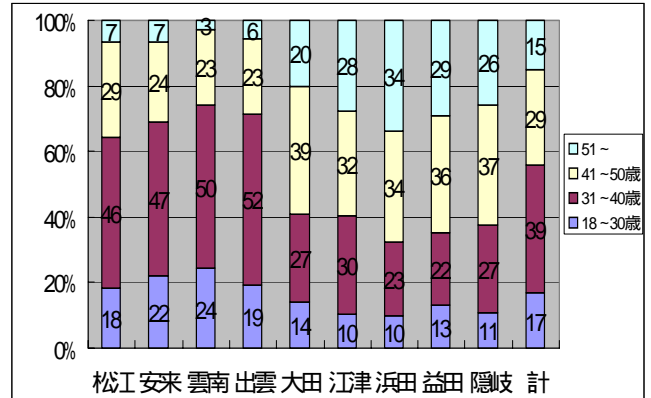
(注)

・左表の推計人口は、H12年国調に基づき推計した数値であり、H17年国調に基づく推計では、H42年県人口588千人という数値も出ている。

消防団員の推移 (単位：人)

	1997年	2007年	減少率
松江	2,239	2,124	5.14%
安来	866	783	9.58%
隠岐	1,030	923	10.39%
雲南	2,640	2,344	11.21%
出雲	2,123	1,946	8.34%
大田	969	816	15.79%
江邑	1,856	1,652	10.99%
浜田	1,091	1,024	6.14%
益田	1,427	1,307	8.41%
合計	14,241	12,919	9.28%

消防本部別消防団員年齢構成比(H19.4.1)



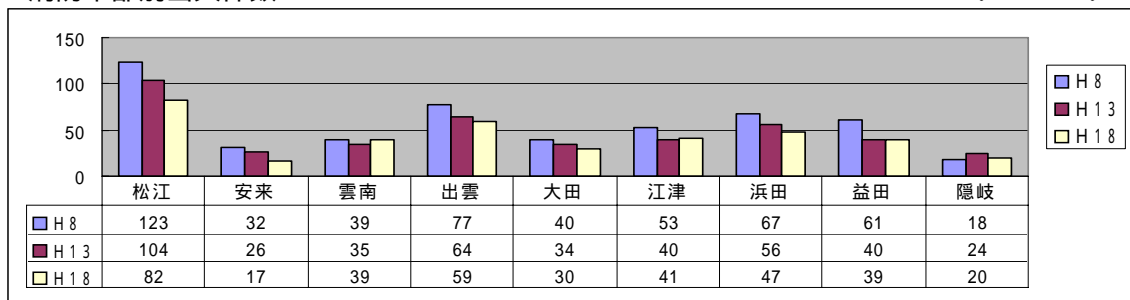
### (3) 消防需要の動向及び変化

#### 火災発生件数

本県における平成8年から平成18年における年間火災発生件数は、500件前後の件数が3回あるものの、それ以外の年においては、ほぼ400件前半で推移しており、横ばいである。

消防本部別出火件数

(単位：件)



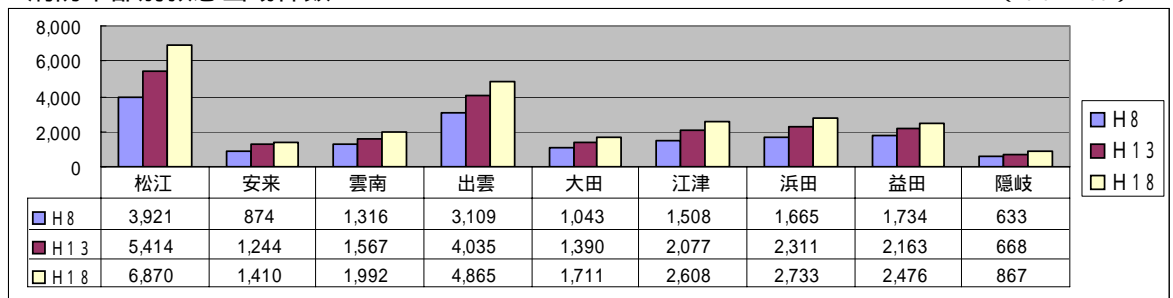
#### 救急出場件数及び搬送人員

本県における年間救急出場件数は、平成8年が15,803件であったのに対し平成18年が25,532件と一貫して増加しており、この間の増加率は61.5%である。

また、本県における搬送人員数は、平成8年が15,724人であったのに対し平成18年は前年度からは微減したものの24,619人と増加傾向にあり、この間の増加率は56.5%である。

消防本部別救急出場件数

(単位：件)



#### 防火対象物の推移

本県における防火対象物数は、各本部間でばらつきがあるものの、平成8年が21,086箇所であったのに対し平成18年は25,252箇所と増加傾向にあり、この間の増加率は19.8%である。

また、消防用設備等設置対象物についても増加傾向にあり、平成8年から平成18年の増加率は自動火災報知設備が19.1%、スプリンクラー設備が54.5%、屋内消火栓設備が14.2%、避難器具が16.9%である。

消防本部別防火対処物数

(単位：箇所)

消防本部	H8	H13	H18
松江	4,985	5,438	5,998
安来	1,112	1,199	1,310
雲南	1,666	1,997	2,261
出雲	4,532	5,718	5,995
大田	1,526	1,582	1,644
江津	1,868	2,031	2,079
浜田	2,251	2,379	2,503
益田	2,202	2,306	2,480
隠岐	944	1,046	982

#### 大規模災害の発生状況

本県は、山地が多いなど、地理的、自然的に災害を受けやすい環境にある。

近年でも、平成14年の鳥取県西部地震、平成18年7月豪雨、平成19年の8月30日からの大雨(隠岐地区)など、大規模な災害が頻発している。

#### (4) 消防力の実情

大部分の消防本部では、消防車両についてはほぼ充足しているが、人員については次のとおり充足しているとはいえない状況にある。

予防業務について、年々防火対象物等が増加しているにも関わらず、予防職員の増加が見込めない状況にあり消防隊や救急隊に搭乗する職員が現場出動の合間を使って対応している実態がある。このため、計画的な査察及び違反是正の推進活動が十分に出来ていない。

近年特に必要となってきた予防技術資格や救急救命士資格を取得するためには、研修へ長期間参加することが必要であるなか、当該研修に参加した場合の補充として他の職員の負担が増す。また、研修に参加できないこともある。

高規格救急車が整備されつつあるなか、心肺停止の傷病者に対する救急出動において一般隊員よりも救急救命士により処置された方が1か月後の生存率が高いことから、救急自動車への救急救命士の搭乗率の向上を図る必要がある。

消防本部別救急救命士数

(単位：隊、人、%)

	救急隊数	救急救命士運用隊数			救急救命士数		救急救命士搭乗率
		うち常時運用隊数	うち一部運用隊数	うち救急隊員			
松江	13	5	5	28	23	69.4	
安来	5	4	3	13	13	87.2	
隠岐	5	4	4	8	8	37.8	
雲南	4	3	3	20	19	83.2	
出雲	10	10	6	39	33	93.5	
大田	5	4	2	12	12	91.0	
江邑	8	4	4	17	17	75.0	
浜田	6	6	6	22	22	96.0	
益田	8	5	1	12	12	65.6	
合計	64	45	30	171	159	-	

(注)運用隊数：救急救命士及び救命処置資機材が配置されている隊数

常時運用隊数：常に救急救命士が搭乗する隊数

一部運用隊数：一部、救急救命士が搭乗できない場合がある隊数

## (5) 消防本部の財政

消防車両などの機械器具購入費

はしご車などの高額な消防車両を購入する年度では、例年より多額の経費が必要となる。また、近年の極めて厳しい財政状況の下では、車両の更新が繰り延べになる可能性がある。

人口一人あたりの消防予算額

小規模な消防本部ほど、住民一人あたりの消防予算額が高い傾向がある。

一般会計予算額に占める消防費の割合

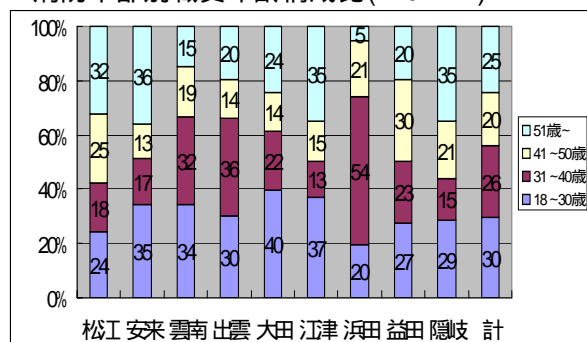
小規模な消防本部ほど、一般会計予算額中の消防費割合が高い傾向がある。

## (6) 人事管理等の状況

本県の消防本部の中では、50歳以上の職員の割合が増加しているところもあり、人事ローテーションの硬直化の懸念がある。

また、消防本部毎にみた場合、年度別の採用職員数にばらつきがあることから、将来的に同様の硬直化が生じる懸念がある。

消防本部別職員年齢構成比(H19.4.1)





## 二 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

### 1. 市町村の消防の広域化の必要性

本県においては、管轄人口が10万人以下の小規模な消防本部が9本部中7本部を占めており、救急業務や防火対象物が増加しているなか人員が充足しているとは言えない状況であり、市町村の財政運営面での厳しさも指摘されている。

また、今後、消防本部の管轄人口の減少が予測されるとともに、近時、消防団の人員も減少傾向にあり、将来にわたって市町村の消防力を安定的に維持することが困難となる懸念がある。

さらに、災害や事故は多様化、大規模化し、住民ニーズも多様化している。

このような環境の変化に対応し、住民の生命、身体、財産を守るという責務を全うしていくためには、限られた人員・財源の中で現状よりも消防力の充実・強化を図っていくことが必要であり、それを具現化するためには、市町村の消防の広域化により様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。

具体的には、市町村の消防の広域化によって、

本部機能（総務・指令部門）の集約により現場で活動する消防隊員を増強すること

予防人員、救急救命士の充実などによる救急業務や予防業務の高度化が図られること

採用人員の平準化や人事ローテーションの活発化など、人事の硬直化が回避されること

指令台の共同設置など、高度な資機材の経費節減を図ること

財政規模拡大による財政基盤の強化が図られること

管轄区域の適正化により現場到着時間の短縮が図れること

事故や災害が同時期に発生した場合に、非常招集によらず迅速な対応が可能となること

統一的な指揮の下での効率的・効果的な部隊運用が図れること

など、住民サービスの向上や人員配置の効率化と充実・消防力の基盤強化が期待される。

### 2. 市町村の消防の広域化の基本的な考え方

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならない。

本県における市町村の消防の広域化においては、次の事項に留意する。

県は、市町村の消防の広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として消防広域化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

広域化の対象は、常備消防であり、消防団はその対象ではない。

署所の統廃合及び職員の削減は、広域化の目的ではない。

なお、地域ごとの消防車両の必要数、消防職員数などは、地域ごとの市街化の状況などにより規定されているので、規模の異なる消防本部が広域化した場合、必ずしも消防力を同一の水準にしなければならないものではない。

### 三 広域化対象市町村の組合せ

#### 1. 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営の観点からも効果が大きい。

また、基本指針では、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標としつつ、地域事情に対する十分な考慮が必要であるとされている。

よって、本県における市町村の消防の広域化の組合せを検討するに当たっては、次の事項を考慮することとする。

現在及び将来の管轄人口

一般的に組織が大きい方が人員の集約効果が大きい。また、将来の人口減少も踏まえ消防力が維持できる方法を考慮する。

管轄面積

面積が広大になることの問題点及びその対処方法を考慮する。

地理・交通網

中山間地域が多く、道路交通網が脆弱であることを考慮する。

生活圏、歴史的背景、広域行政

例えば、消防と医療機関の連携を図る協議会である救急業務高度化推進協議会の圏域（以下「MC圏域」という。）などの既存の圏域をベースに、人的交流や地域の一体感を考慮する。

通勤距離

管轄区域が広大となり職員の負担が大きくなることや宿舍設置などにより新たに財政負担が増えることなどを考慮する。

その他

初期投資、職域の取り扱いなどを考慮する。

#### 2. 本委員会における検討状況

##### (1) 検討した圏域

本委員会では、主に次の圏域について検討した。

委員会で検討した主な枠組み及び圏域を構成する消防本部名

県一圏域（全県を一つとした圏域）

全消防本部

県二圏域（県を東部と西部に分けた圏域）

松江消防、安来消防、雲南消防、出雲消防、隠岐消防

大田消防、江邑消防、浜田消防、益田消防

県三圏域（MC圏域をベースに江邑以西を同一圏域とした圏域）

松江消防、安来消防、隠岐消防

雲南消防、出雲消防、大田消防

江邑消防、浜田消防、益田消防

県四圏域（MC圏域をベースにした圏域）

松江消防、安来消防、隠岐消防

雲南消防、出雲消防、大田消防

江邑消防、浜田消防

益田消防

(注)隠岐消防については、松江日赤のヘリポート竣工後、同病院への救急搬送が増加することが予想されるため、松江・安来MC圏域とした。

(2) 圏域毎の具体的検証

圏域毎の人口・面積を一覧にすると次のとおりである。

圏域別面積・人口 (単位: km<sup>2</sup>, 人)

	現状		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	面積	人口	面積	人口	面積	人口	面積	人口	面積	人口
松江	573	210,796	1,340	278,331	1,340	278,331	3,128	518,276	6,708	742,223
安来	421	43,839								
隠岐	346	23,696								
雲南	1,164	66,194	2,224	280,648	2,224	280,648				
出雲	624	173,751								
大田	436	40,703	1,767	113,999	3,144	183,244	3,580	223,947		
江邑	1,077	50,953								
浜田	690	63,046								
益田	1,377	69,245	1,377	69,245						
合計	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223

市町村の消防の広域化による圏域別の具体的な効果は次のとおりである。

本部機能である庶務・通信人員の集約による現場で活動する消防職員の増強

予防人員、救急救命士の充実などによる救急業務・予防業務の高度化

広域化により消防本部が大きくなり、現場人員の増強が図られれば職員の専門性を高めることが容易となり、年々増加する救急業務や、高度化する予防業務への的確な対応が可能となる。

圏域別庶務・通信人員集約数(シミュレーション) (単位: 人)

	現状			4圏域			3圏域			2圏域			1圏域		
	総数	うち 庶務	うち 通信	総数			総数			総数			総数		
				(庶務通信の 集約計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)	(庶務通信の 集約計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)	(庶務通信の 減員計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)	(庶務通信の 集約計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)
松江	234	7	13	384	12	17	384	12	17	684	19	23	1,112	27	26
安来	84	5	4												
隠岐	66	5	4												
雲南	108	7	11	378	12	17	378	12	17						
出雲	192	7	13							(18)	(6)	(12)			
大田	78	4	5	233	7	13	350	7	13	428	12	14			
江邑	121	7	7										(8)	(7)	(1)
浜田	112	7	7	(8)	(7)	(1)				(19)	(12)	(7)	(22)	(11)	(11)
益田	117	5	6	117	5	6									
合計	1,112	54	70	1,112	36	53	1,112	31	47	1,112	31	37	1,112	27	26
				(35)	(18)	(17)	(46)	(23)	(23)	(56)	(23)	(33)	(71)	(27)	(44)

(注)・( )内の数値は、広域化により集約される人員数である。

- ・ 庶務人員には、消防長、次長(署長兼務除く)は含め、派遣職員などは除いている。
- ・ 通信人員には、主として通信業務に携わっている兼務者を含む。
- ・ 圏域別の庶務・通信人員は、全国の人口規模別類似団体の人員数を用いた。

### 人事の硬直化の回避

人員規模が拡大することにより採用人員の平準化が図られ、また、人事ローテーションの多様化により適材適所による組織の活性化が図られる。

### 高度な資機材の整備

高度な資機材について、共同で導入し運用すれば、重複投資が回避され設置経費の軽減が図れる。

指令台の集約による節減効果を例にとれば次のとおりである。

圏域別指令台集約効果

(単位：千円)

	現在の型	導入年度	単独		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
			金額	型	金額	型	金額	型	金額	型	金額	型
松江		H13	496,630		708,370 (350,600)		708,370 (350,600)		1,073,490 (712,900)		1,657,550 (1,512,800)	
安来		-	298,770									
隠岐		H9	263,570									
雲南		H15	296,090									
出雲		H18	431,330		621,110 (392,600)		621,110 (392,600)					
大田		-	286,290									
江邑		H16	359,890		531,670 (178,050)		692,270 (405,400)	OR	754,710 (629,250)			
浜田		H18	349,830									
益田		H15	387,950		387,950							
合計			3,170,350		2,249,100 (921,250)		2,021,750 (1,148,600)		1,828,200 (1,342,150)		1,657,550 (1,512,800)	

(注)・( )内の数値は、共同で導入した場合の設置経費の節減額である。

- ・金額は、平成18年度に(財)日本消防設備安全センターで作成した資料に基づき積算した金額である。
- ・指令台の型については、～型があり、管轄人口規模などに基づき導入する型が決まる。

### 財政規模の拡大による財政基盤の強化

財政規模が拡大することにより、財政基盤が強化され、計画的な資機材の導入を図ることができる。

### 管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

署所管轄区域を見直し、直近署所から部隊を出場させることにより、現場到着時間の短縮が図られる。

(管轄境界付近までの到着時間の差については、別添資料1を参照)

### 事故や災害が同時期に発生した場合に、非常召集によらず迅速な対応が可能

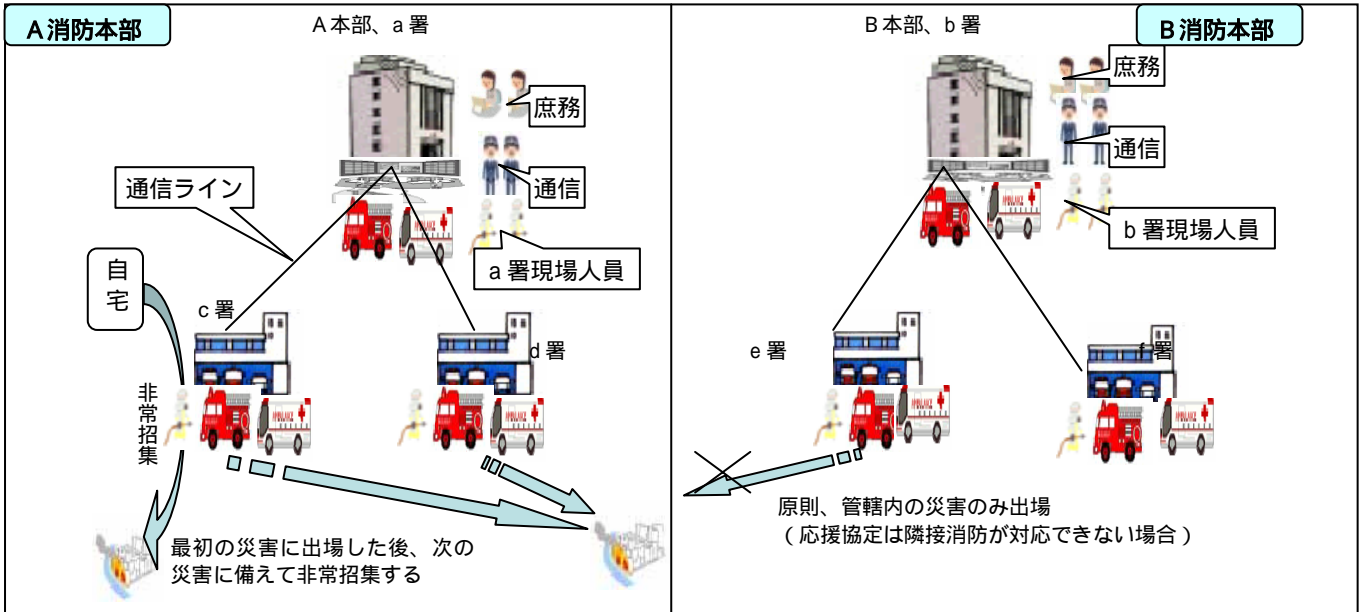
事故や災害が同時期に発生した場合に、非常召集によらず迅速な対応が可能となる。また、非常召集の減少により職員の負担軽減及び経費(人件費)節約も図れる。

### 統一的な指揮の下での効率的・効果的な部隊運用

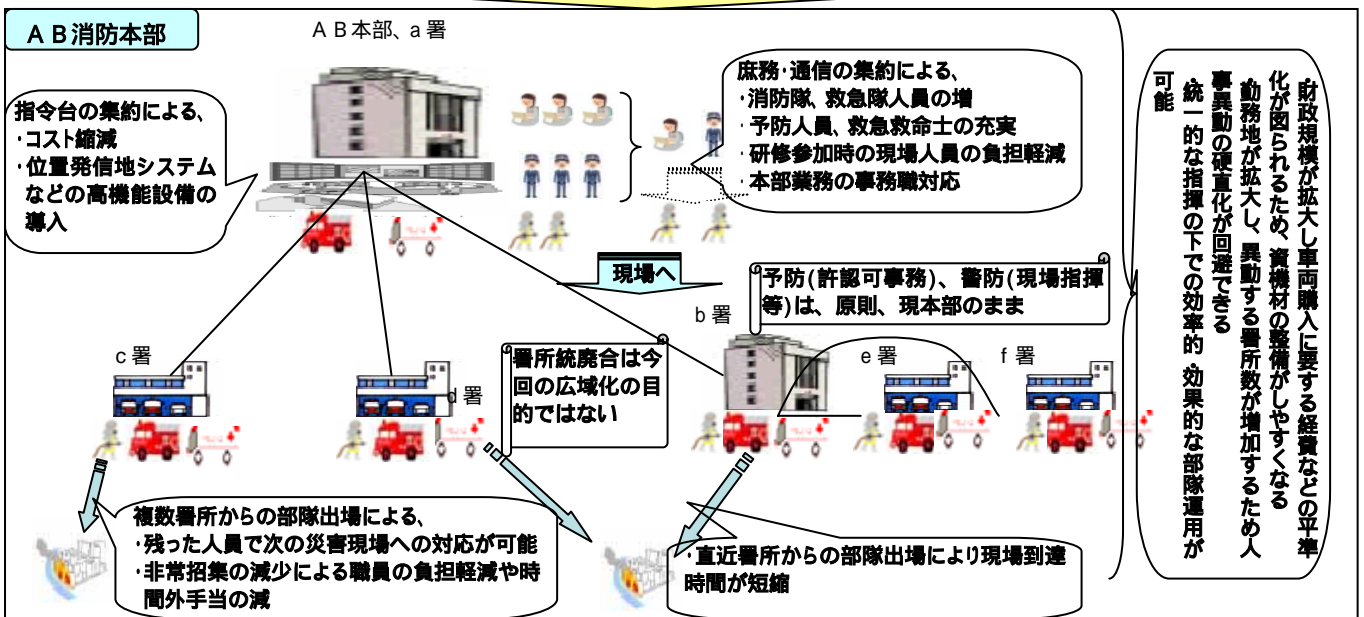
山林火災・風水害などの大規模災害において、応援協定によらず対応できる部隊数が増えるため、効率的・効果的な部隊運用が可能となる。また、災害が長期化した場合、交替職員の確保が容易となる

(島根県における市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット一覧(検討事項)については、別添資料2を参照)

島根県における市町村消防の広域化に伴うメリットのイメージ



広域化すると・・・



以上より、本県においても、消防の広域化は、消防力の強化に対し有効であることが認められる。

### 3. 広域化対象市町村の組合せ及びその理由

前述したこれらの圏域毎のメリット・他の圏域と比較して有利な点及びデメリット・懸案事項については、次のとおりであった。

#### 県一圏域



##### メリット・他の圏域と比較して有利な点

庶務・通信人員の集約効果、指令台の共同設置効果及び財政規模が最大となる。  
消防本部、指令台及び無線の共同設置主体が一致する。  
職員の育成を、全県的なバランスを取りながらできるため、全体の消防力向上が期待できる。  
研修参加等に伴う職員配置についても県全体で調整が可能となる。  
管轄がなくなることにより、全県一体となった出勤体制となる。

##### デメリット・懸案事項

本部と署間が遠隔となり、現場の状況の把握が困難とならないか。  
本部への通勤不可能者が生じ、宿舍の確保が必要となる。  
現在の指令台では、通報受信能力が不足するため、新たに大型の指令台を設置する必要がある。  
通信指令については、地理不案内等の懸念から、当面は通信員を増員する必要があるのではないかと。

#### 県二圏域



##### メリット・他の圏域と比較して有利な点

管轄面積はほぼ等しい。  
人員、指令台の共同設置、財政規模のメリットが県一圏域に次いで多い。

##### デメリット・懸案事項

人口が東部に偏る（東部50万、西部20万）。  
本部への通勤不可能者が生じる可能性があり、宿舍の確保が必要となる。  
大田市は救急業務高度化推進協議会(救急搬送における医師との連携を深めるための協議会)の構成圏域と異なる。  
現在の指令台では、通報受信能力が不足するため、新たに大型の指令台を設置する必要がある。  
通信指令については、地理不案内等の懸念から、当面は通信員を増員する必要があるのではないかと。

#### 県三圏域



##### メリット・他の圏域と比較して有利な点

他の圏域に比べ、人口のバランスや消防職員数は均衡している。  
本部の設置場所にもよるが、大多数の職員が本部への通勤が可能と考えられる。  
地域的なつながりのある圏域に近い圏域となる。  
2030年推計人口でも10万人以上の人口規模は維持できる。  
通信指令については、現在の消防本部から通信員を配置することにより地理不案内の懸念が少ない。

##### デメリット・懸案事項

管轄面積が西部は東部の2倍以上となる。  
一部職員は遠方への通勤となる。

#### 県四圏域



##### メリット・他の圏域と比較して有利な点

本部の設置場所にもよるが、本部への通勤は可能と考えられる。  
地域的なつながりのある圏域に近い圏域となる。  
通信指令については、現在の消防本部から通信員を配置することにより地理不案内の懸念は少ない。

##### デメリット・懸案事項

益田消防本部が単独となるため、広域化のメリットが享受できない。  
2030年推計人口では10万人以下の消防本部が石見部で2カ所となる。  
一部職員は遠方への通勤となる。

これらの圏域別の事項について検討した結果については、次のとおりである。

( 1 ) 県二圏域について

人口バランスが著しく悪い。

大田消防が既存のMC圏域と分かれる。

大田消防をMC圏域と一致させるため東部に入れると、人口バランスが更に悪くなる。

以上のことから、広域化対象市町村の組合せとしては、適当でないと考えられる。

( 2 ) 県四圏域について

県西部の二圏域は、広域化のメリットが少ない。(益田消防は現在のまま)

県西部の二圏域は、2030年推計人口が10万未満となる。

以上のことから、広域化対象市町村の組合せとしては、適当ではないと考えられる。

( 3 ) 県一圏域について

スケールメリットが最大限生かされるが、一気に一圏域にした場合、様々な課題が生じる懸念がある。

このため、将来的な方向としては十分考え得る案だが、現時点においては、現実的な組合せとして採用するには至らなかった。

( 4 ) 県三圏域については、

県四圏域の枠組みから県西部の二圏域をまとめた圏域であり、地域的なつながりがある。

県四圏域と比較して、西部の圏域でも人員や指令台の集約効果が高い。

他の圏域と比較して人口が均衡しており、各圏域とも2030年推計人口10万人が保てる。

以上のことから、現実的な組合せとしては最も適当とした。

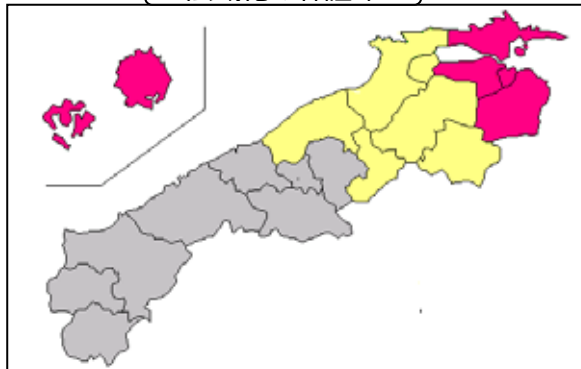
( 5 ) よって、広域化対象市町村の組合せとしては、将来的には一圏域を視野に入れつつ、現実的な組合せとして県三圏域とする。

**参考：広域化枠組み別の消防力**

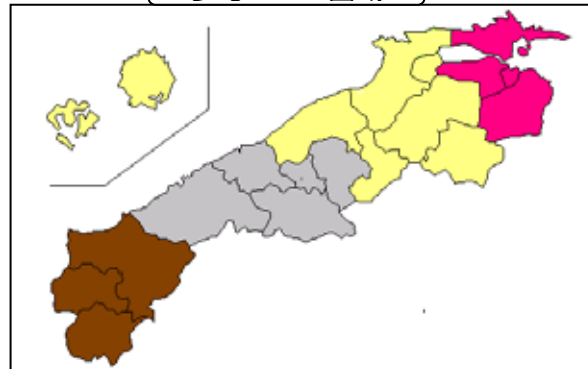
(単位：km<sup>2</sup>、人、台、百万円)

圏 域		松江・安来・隠岐	雲南・出雲・大田	江邑・浜田・益田
項 目	面積	1,340	2,224	3,144
人 口	H17国調	278,331	280,648	183,244
	H42推計	262,738	236,806	131,631
	指数	94.40	84.38	71.29
人 員 等	人員計	384	378	350
	うち、庶務集約人員	5	6	12
	うち、通信集約人員	4	12	7
	署所数	19	12	21
車 両	ポンプ車	24	21	25
	はしご車	4	2	3
	化学車	4	2	4
	救急車	24	18	22
	救助工作車	3	7	3
	指揮車	6	7	4
指 令 台	導入経費	708	621	692
	集約効果	350	392	405

広域化の枠組み



参考：MC圏域



(注)隠岐消防については、松江日赤のヘリポート竣工後、同病院への救急搬送が増加することが予想されるため、消防の広域化の組合せの検討圏域としては、松江・安来MC圏域に入れた。



## 四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

### 1. 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められている。

これらを参考にしつつ、県が定める推進計画においては、県の実情を踏まえ自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めることが必要である。

#### 参考：消防組織法第33条

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

#### 参考：基本指針三の3

消防組織法第33条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- 広域化を推進するための体制の整備
- 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

## 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1. 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出場体制、事務処理等が行われることが重要である。

ただし、組織及び部隊運用等の急激な変化のため、情報の伝達に支障が生じること、現場へ出場する職員が地理不案内のため現場到着が遅れること及び水利不案内のため消火活動に支障が生じることなどによる消防サービスの低下を招かないように、広域化直後は従来と同様に運用しながら段階的に整備していくなど、柔軟な対応を取ることも必要である。

### 2. 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有を図る必要がある。

### 3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要だが、そのための方策としては、基本指針四の3に示された事項に加え、次の事項について、十分検討する必要がある。

基本指針に記載されている事項以外に記載することが有効な事項

広域化に伴い本部と署が遠隔となるため、署長への権限移譲を検討するなど、地域の消防力や住民の利便性の低下を招かないようにすること。

予防査察や許認可事務を行う予防職員及び災害時における現場指揮を行う警防職員を含めた現場活動人員についても、現状と同様に各地域に人員を配置するなど、地域の消防力や住民の利便性の低下を招かないようにすること。

広域化に伴い地理水利が不案内となることへの対応として、次の事項について検討するなど、消防力の低下を招かないようにすること。

災害現場に出場する署所の職員については、当面は広域化する前の消防本部管轄内の勤務とする。

指令業務について、広域化当初は地理水利を熟知している広域化する前の各消防本部職員を配置すること及び職員配置計画よりも多く配置し機器の不慣れや不具合などに対処すること、水利等の最新情報を署所から入力し指令台へ集約すること並びに携帯電話対応の位置発信地システムなど高機能指令システムを導入すること。

## 参考：位置発信地システムの表示状況



(GPS機能が働いた場合の表示)



(GPS機能が働かなかった場合の表示)

## 参考：基本指針四の3

### 3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要だが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規定等において定めることとすることが有効である。

#### (1) 組合の方式による場合

経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。

災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

#### (2) 事務委託の方式による場合

委託料に係る基本的なルール

災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

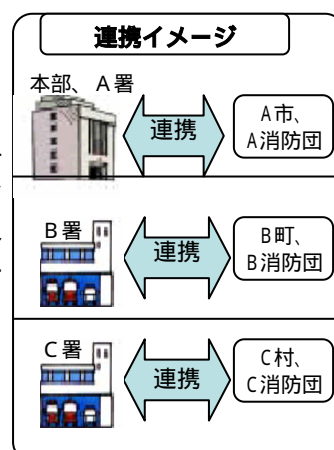
広域化後の消防においても、署所と消防団及び市町村防災担当部局との緊密な連携の確保が必要である。

### 1. 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本報告書一の2のとおり、今回の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号。最終改正平成17年6月13日消防庁告示第9号）第37条に基づき設置する。

参考：消防力の整備指針第37条

消防団は、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りでない。



この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。そのためには、次のような具体的方策が考えられる。

- 消防本部の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる消防本部との一元的な連絡調整
- 平素からの各消防団合同又は消防本部を含めた訓練等の実施
- 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する署所との連携確保のための連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- 消防本部及び署所と消防団との連絡通信手段の確保

### 2. 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村における防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

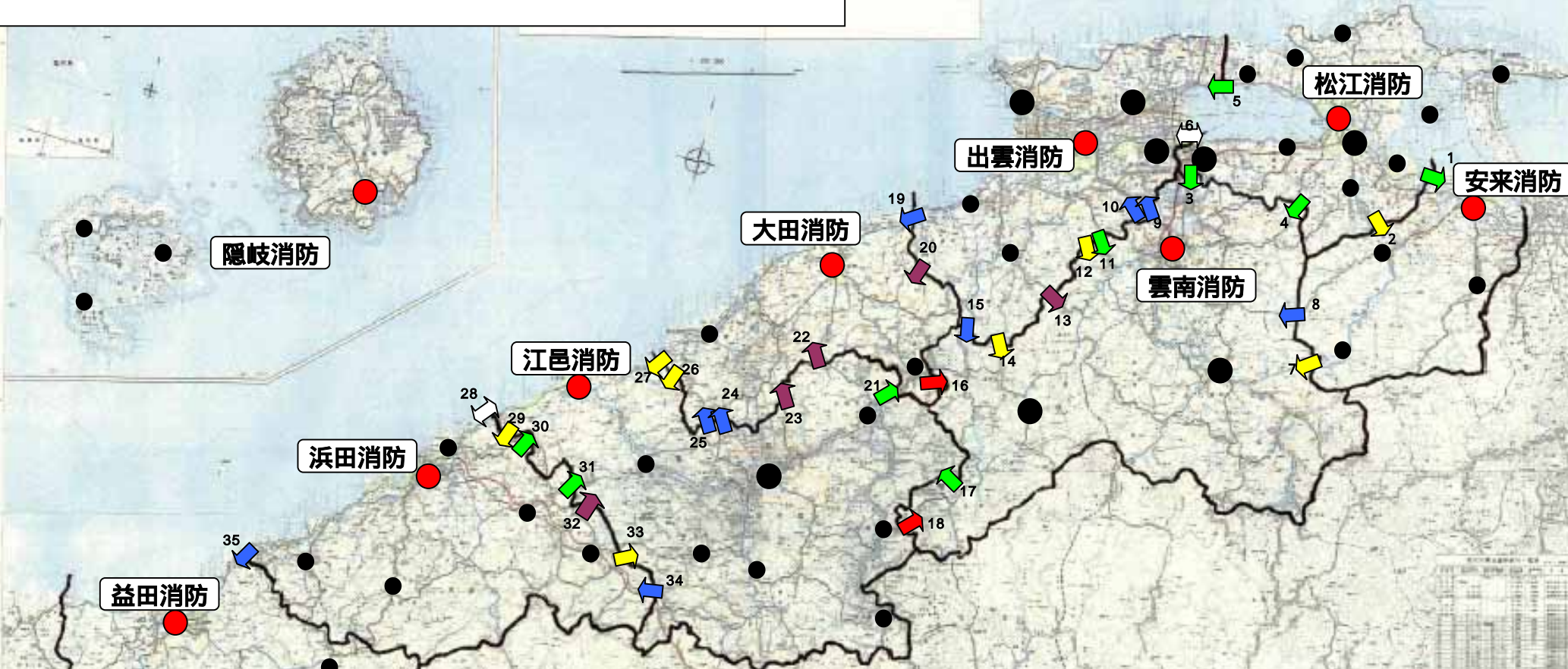
この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣
- 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- 総合的な合同防災訓練の実施
- 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保



資料1.本部・署所の配置及び管轄境界付近までの到達時間の差



**凡 例**

**【署所】**

- : 消防本部(本部併設の署)
- : 署所(複数部隊あり)
- : 署所(単独部隊)

**【直近署所からの到達時間の差】**

- : 0分
- : 1~3分
- : 4~6分
- : 7~10分
- : 10分~15分
- : 16分~

(注) 矢印の方が境界へ到達する時間が長い。

署所管轄境界付近までの到達時間一覧 (単位:分)

NO	路線名	本部名	到達時間	本部名	到達時間	差	NO	路線名	本部名	到達時間	本部名	到達時間	差
1	9号線	松江	5	安来	10	5	19	9号線	出雲	8	大田	17	9
2	2432号線	松江	14	安来	15	1	20	窪田山口線	出雲	15	大田	27	12
3	354号線	松江	4	雲南	10	6	21	川本波多線	大田	11	江邑	5	6
4	松江木次線	松江	13	雲南	19	6	22	375号線	大田	20	江邑	8	12
5	5431号線	松江	5	出雲	10	5	23	大色鷹道	大田	25	江邑	11	14
6	69号線	松江	4	出雲	4	0	24	大田桜江線	大田	25	江邑	18	7
7	7432号線	安来	4	雲南	8	4	25	温泉津川本線	大田	23	江邑	14	9
8	安来木次線	安来	16	雲南	26	10	26	大田井田江津線	大田	15	江邑	16	1
9	木次直江停車場線	雲南	7	出雲	14	7	27	9号線	大田	9	江邑	11	2
10	出雲三刀屋線	雲南	6	出雲	15	9	28	9号線	江邑	13	浜田	13	0
11	神原木次線	雲南	13	出雲	17	4	29	下府江津線	江邑	15	浜田	18	3
12	出雲奥出雲線	雲南	19	出雲	16	3	30	田所国府線	江邑	23	浜田	18	5
13	湖陵掛合線	雲南	22	出雲	8	14	31	桜江金城線	江邑	18	浜田	14	4
14	佐田矢神線	雲南	14	出雲	12	2	32	桜江旭インター線	江邑	19	浜田	5	14
15	184号線	雲南	24	出雲	15	9	33	浜田作木線	江邑	14	浜田	11	3
16	川本波多線	雲南	23	大田	5	18	34	浜田八重可部線	江邑	12	浜田	19	7
17	美郷飯南線	雲南	13	江邑	17	4	35	9号線	浜田	7	益田	17	10
18	邑南飯南線	雲南	22	江邑	5	17							

## 資料2. 島根県における市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧

### (1) メリット

大項目	中項目	小項目	一般的メリット	4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考	
住民サービスの向上	現場到着時間の短縮	署所適正配置	近接署所を再配置し署所偏在を解消	署所が近接していないため再配置の必要性が希薄	同左	同左	同左	・広域化により消防サービスの格差が生じないような対策を検討する必要がある。	
		署所管轄区域の見直し	近接署所から出動することで現場到着時間の短縮が可能	現場到着時間が短縮される可能性がある地域がある	4 圏域より現場到着時間が短縮される可能性がある地域が多い	3 圏域より現場到着時間が短縮される可能性がある地域が多い	2 圏域より現場到着時間が短縮される可能性がある地域が多い	・現在の署所は、署所管轄人口や高速道路等により必要部隊数及び車両を配置しており、単純に管轄区域の拡大が困難な場合もある	
	消防力の強化	管轄境界区域の消防力強化	各署所から災害規模に応じた部隊が同時出動可能(応援協定の手続きが不要となり部隊出動が迅速化)	同時に部隊を派遣できる可能性がある地域がある	4 圏域より同時に部隊を派遣できる可能性がある地域が多い	3 圏域より同時に部隊を派遣できる可能性がある地域が多い	2 圏域より同時に部隊を派遣できる可能性がある地域が多い	・非常招集の減少による職員の健康管理や時間外手当等の経費的メリットや、非常招集までの間に二次災害が発生した場合における出場が可能になるメリットがある。 ・1 部隊のみの地域では残留部隊が生じない(ただし本部全体では残留部隊が確保できる可能性がある) ・火災場所から取水場所が遠い場合には2 台の消防車両を連結して消火活動を行う場合があるなど、現場到着時間がずれた場合災害対応に支障を来す場合がある(現在複数署所から出動している本部の部隊運用を検証する必要がある)	
		上記区域以外の消防力強化		既に管轄面積が広いため部隊派遣までに一定の時間を要することから、林野火災等の大規模災害以外ではメリットがない。	同左	同左	同左		
人員の効率化と充実	本部の統合による現場人員の増強	総務部門の集約	総務人員の集約により現場人員が増強可能	県全体で18名の集約効果	県全体で23名の集約効果	県全体で23名の集約効果	県全体で27名の集約効果	・集約数は、圏域別管轄人口と類似している全国の消防本部における庶務専任人員の平均値と、圏域内の庶務人員との差(署長兼務者、派遣職員等、消防団担当を除く)。 ・集約数は市町村の広域消防運営計画において、面積や組織人員配置も考慮し検討が必要。 ・今回調査した消防本部のうち大多数の本部(22/30)では、署所に専任の庶務人員(1~2名)を配置していることから、署所庶務人員の配置、配置する場合の本部と署の事務分掌の検討が必要。	
		指令部門の集約	指令部門の集約により現場人員が増強可能	広域化当初は地理不案内等への対応として相応の人員配置が必要となるが将来は現場への配置が可能(益田消防は集約効果なし)	県全体で17名の集約効果	県全体で23名の集約効果	県全体で33名の集約効果	県全体で44名の集約効果	・集約数は、圏域別管轄人口と類似している全国の消防本部における通信専任人員の平均値と、圏域内の通信人員との差。 ・集約数は市町村の広域消防運営計画において、面積や組織人員配置も考慮し検討が必要。 ・通信人員の地理不案内への対応として現本部への通信人員の配置の検討が必要。 ・有線による119番通報の受信や緊急通報システムの受信など地域によって独自の対応を実施しているところもあり、通信人員の配置について検討が必要。
	業務への専従化・能力の向上	救急救命・予防人員の確保	上記人員の配置換えによる救急救命士、火災予防・査察の専門スタッフの増強	総務部門・指令部門の集約数に応じた人員配置が可能	同左	同左	同左	同左	・近年の建築物の大規模・複雑化に伴う予防業務の専門・高度化、救急救命士における処置率の状況から救急隊員の搭乗率アップ(若しくは搭乗率の維持)が求められているが、研修期間中の現場人員へのしわ寄せが問題点。 ・長期研修が必要な救急救命士養成経費として約300万円必要
		高度な研修への参加	現場人員の増による長期研修中の人員確保		4 圏域より多い人員確保が可能	3 圏域より多い人員確保が可能	2 圏域より多い人員確保が可能		
人事硬直化の回避	人事の硬直化の回避	人員規模拡大により人事ローテーションが容易	勤務地が拡大し、異動する署所数が増加するため、現在よりも人事異動の硬直化の回避が可能(益田消防を除く)	同左	同左	同左	同左	・隔勤者は当面の間、現消防本部管内での勤務が適当。 ・宿舍等の維持経費が発生する。 ・現場人員が長距離勤務となった場合、非常招集時間に影響が生じる。	

大項目	中項目	小項目	一般的メリット					
				4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考
基盤強化と経費節減	高規格機材の導入	通信指令設備の一元化	<p>財政規模拡大による高機能指令システムの導入</p>	<p>県全体で921百万円の節減</p> <p>現在指令台を設置している本部の既存施設の活用も可能 更新時には経費負担が生じる</p> <p>本部と署所間の専用回線によるネットワークに係る使用料等は距離が短いためランニングコストが軽減できる。</p>	<p>県全体で1,148百万円の節減</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>県全体で1,342百万円の節減</p> <p>新設が必要</p> <p>初期投資に経費が必要</p> <p>本部設置場所にもよるが本部署所間の専用回線によるネットワークに係る使用料等は距離が長くなるためランニングコストが高くなる可能性がある。</p>	<p>県全体で1,512百万円の節減</p> <p>同左</p> <p>同左 (2 圏域より構成市町村負担は減少)</p> <p>同左 (2 圏域より距離が長くなるため経費は増加)</p>	<p>次の事項について留意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市町村イントラネットを利用している場合、通信費用が増加する。</li> <li>・上記メリット小項目「指令部門の集約」のとおり、現本部への通信員の配置について検討する。</li> <li>・下記デメリット「職員の地理不案内」のとおり、現本部から指令台への通信人員の派遣を検討。</li> </ul>
	資機材の効率化・共同化	車両の効率化・共同化	はしご車・救助工作車等の高度車両の導入・共同化	署所間が離れており、移動時間がかかるため共同化は困難	同左	同左	同左	・道路事情が改善されれば共同運用の検討を行う可能性もある。
	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模が拡大することにより計画的な資機材の導入が図れる(単年度の経費が平準化される)	現状よりも平準化が図られる。	4 圏域よりも平準化が図られる。	3 圏域よりも平準化が図られる。	2 圏域よりも平準化が図られる。

(2) デメリット、検討事項

大項目	中項目	小項目	内容	4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考
住民サービスの低下	統廃合	署所の統廃合	広域化に併せて署所が統廃合される懸念	今回の広域化では署所の配置換えのみで統廃合は想定していない。	同左	同左	同左	将来的には、人口減少等に併い検討の必要が生じる可能性はある。
	窓口遠方	窓口が遠方	許認可窓口等が遠方となる	広域化により総務部門・指令部門を集約することで生じた人員を予防部門へ配置したり、本部から署へ決裁権限を移譲することにより対応可能。	同左	同左	同左	・本県の一部消防本部及び他県の大規模消防本部では署に予防担当を配置している事例もあることから、広域化後も署に予防人員を配置することで対応可能。
消防力の弱体化	人員の弱体化	職員の削減	本部人員の統合により職員が削減されないか	広域化し本部人員を集約することにより生じた職員を、現場や予防部門等に配置すること目的としており、人員削減は想定していない。	同左	同左	同左	
		職員の地理不案内	遠隔地へ異動すると地理に不案内となる	地理不案内が生じる	4 圏域よりも地理不案内のエリアが広い	3 圏域よりも地理不案内のエリアが広い	2 圏域よりも地理不案内のエリアが広い	・当面の間、災害現場対応職員は現在の消防本部管轄内の勤務することにより対応。 ・位置発信地システムのヒット率が100%ではない現状から、現時点では指令業務において次の懸念事項がある。 地理不案内による場所の特定遅延 水利不案内による指令業務の遅延 対応策として、指令台共同運用先進地では地理・水利に精通した指令人員を配置している。 なお、将来的にGPS機能付携帯電話の普及等が進むことにより発信地システムのヒット率は向上する可能性がある。
	消防体制の弱体化	市町村防災部局との連携の弱体化	単独 組合消防となれば市町村とは別組織となる	現在の組合消防と同様、市町村との連携を図ることが重要となる。	同左	同左	同左	・災害時における市町村長と消防長、消防署（所）長、消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定する。 ・市町村との連携は必要不可欠であり、消防職員も市町村災害対策本部の構成員となったり、議会等へ参画関与するなど連携方法を検討する必要がある。
			本部が遠方となれば市町村防災部局と疎遠となる	広域化後の署（所）長に権限移譲し、市町村防災担当部局との連携を図ることが重要となる。	同左	同左	同左	
		消防団との連携の弱体化	本部が遠方となれば市町村別に組織している消防団と疎遠となる	管轄消防署（所）による消防団の訓練指導など連携を十分図ることが重要となる。	同左	同左	同左	・消防団及び市町村危機管理部局等と指令部門及び消防本部との連携方を確立する必要がある。 ・消防団との連携が希薄となり、地域防災力の低下を招かないようにする必要がある。 ・消防団事務は市町村役場で所管し、消防団の訓練指導は消防署（所）で所掌するなど役割分担を検討する必要がある。 ・消防団員の確保対策が必要である。



大項目	中項目	小項目	内容	4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	備考
経費増	初期投資の経費	初期投資の経費	名称変更等に係る初期投資費用が発生する	初期投資のための経費は必要（益田消防を除く）	初期投資のための経費は必要	同左	同左	
	その他経費	消防力均一のための経費増	消防力を均一化することにより経費が増す可能性あり	地域の実情に応じた消防力を整備することが前提ではあるが、中山間地域で地域の実情に較差がない場合、住民から消防力の水準の均衡を求められる可能性がある。	同左 (中山間地域の面積が4圏域より増加する)	同左 (中山間地域の面積が3圏域より増加する)	同左 (中山間地域の面積が2圏域より増加する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅密集地とそうでない地域とでは、延焼防止の観点から署所数やポンプ数が異なっていることから、広域化した場合でも地域の実情に応じた消防力を整備することとなるが、特に拠点主義の本部において現場到着時間の短縮の観点から署所の新設を求められる可能性がある。</li> <li>・消防力の同一水準を求められると財政規模の大きなところが小さなところの援助をすることとなり、住民の理解が得られないとの考えがある。</li> <li>・広域化先進地では、指令台等の共通経費については経費が節減されるメリットあるとされている。</li> </ul>
		宿舍の確保	遠隔地勤務者の宿舍確保	本部勤務者への宿舍確保の必要性は希薄	同左	本部勤務者においては、本部設置場所にもよるが必要が高い	同左	原則、現場勤務者は、どのブロックでも現本部管轄区域の勤務を想定しており必要性は認められない。
		組合費の増	新組合設立の場合、組合事務費が発生	無線、指令台、消防が別々となれば、それぞれに組合費が発生。	同左	同左	無線、指令台、消防が同じ組織となるが組合費は発生。	ブロックに関係なく、新たに組合を設立する場合には組合費が発生。
その他	給与等の影響	給与・手当の影響	給与・手当の統合が必要か	職員の一体感を醸成するためにも給与の統一は必要。	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化先進地の事例では給与・手当が未統合となっている事例はある。</li> <li>・消防本部間で給与較差があり高給与に統合すれば人件費が高騰し、市町村の負担が増加する。</li> </ul>
	広域化後の組織	広域化後の組織	広域化後の組織	方面隊まで置く必要はない。	同左	同左	圏域が大きくなるため方面本部の導入も検討する必要があるが、本部から署への決裁権限の移譲により対応も可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方面本部設置により職員の配置が必要となるため、本部機能の統合のメリットが少なくなる。</li> </ul>

## 参 考

### 島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力の強化による住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化を図ることを目的として、県内市町村の消防の広域化について検討するため、島根県常備消防広域化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に対して意見を述べるものとする。

- (1)自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2)市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3)前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
- (4)前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- (5)広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6)市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- (7)消防指令業務の共同運用に関する事項
- (8)その他必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表、学識経験者及び県職員のなかから委員12名以内で構成し、知事が委嘱または任命した者とする。

2 委員の任期は、平成20年3月末日までとする。

#### (委員長等)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

#### (運営)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という)は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

#### (幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事は委員長が任命する。

3 幹事会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、島根県総務部消防防災課に置く。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

島根県常備消防広域化検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名
学識 経験 者	いかわ きみお 井川 公夫	(株)山陰経済経営研究所 経済調査部長
	はた こうへい 秦 公平【副会長】	松江赤十字病院院長
	よしづか とおる 吉塚 徹【会長】	島根県立大学総合政策学部教授
消防 機関	ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長(消防長会副会長)
	やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長(消防長会会長)
	わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長(離島・組合消防)
	すみがわ てるかず 澄川 照一	県消防協会副会長(津和野町消防団長)
住民 代表	あだち きょうこ 安達 恭子	斐川町学童クラブ主任指導員
	くぼた さつえ 窪田 サツエ	島根県連合婦人会副会長
	やまくち ひろえ 山口 洋枝	島根県女性防火クラブ連絡協議会長
県	かまつ まさとし 加松 正利	総務部長
	やました おさむ 山下 修	地域振興部長

島根県常備消防広域化検討委員会 幹事名簿

区分	氏名	職名
消防 機関	やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長
	あだち じゅんいち 足立 順一	安来市消防本部消防長
	こばやし としお 小林 敏雄	雲南消防組合消防本部消防長
	ながあか ひろゆき 永岡 博之	出雲市消防本部消防長
	まつい いさお 松井 功	大田市消防本部消防長
	むらかわ たつみ 村川 立美	江津邑智消防組合消防本部消防長
	ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長
	はらだ ひろし 原田 博	益田地区広域市町村圏事務組合消防本部消防長
	わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長
	あだち みきお 足立 幹男	島根県消防協会事務局長
県	ふくだ のぶお 福田 信夫【幹事長】	島根県総務部次長(危機管理)
	ながあか たかし 長岡 隆	島根県地域振興部市町村課長

**島根県常備消防広域化検討委員会 開催状況**

開催日	内容
H19.09.05	第1回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 検討委員会設置経緯及び委員長選任等 2. 会議公開及び幹事会 3. 議事 (1) 消防体制について (2) 消防広域化の概要について (3) 本県のメリット・デメリットについて (4) 県内の各種圏域と広域化圏域例について (5) 今後のスケジュールについて
H19.09.11	第1回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 第1回委員会の概要について 2. 幹事会で協議する事項について
H19.10.15	第2回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村消防の広域化のメリット・デメリットの検証に係る基礎資料について 2. 市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧について 3. 市町村消防の広域化に伴う圏域毎の比較について 4. 検討委員会への報告資料の確認について
H19.10.30	第3回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村消防の広域化のメリット・デメリットの検証に係る基礎資料について 2. 市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧について 3. 市町村消防の広域化に伴う圏域毎の比較について 4. 検討委員会への報告資料の確認について
H19.11.09	第2回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 圏域毎のメリット・デメリット(懸案事項)について
H19.11.16	第4回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 第2回検討委員会について 2. 委員会報告書(素案)について
H19.12.20	第3回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 圏域について 2. 報告書(素案)について